

# 食品加工用機械をお使いのお客様へ重要なお知らせ

2013年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されました。

## 食品加工用粉砕機・混合機の対策

**安全カバーが装備されていないミキサーに対策が必要です。**

労働安全衛生法 食品加工用粉砕機・混合機の対策に明記されています。

労働安全衛生法 第20条、第43条 労働安全衛生規則 第28～29条、第130条の5 第2項

このようなタイプのミキサーに安全カバーを装備し、使用・販売する必要があります



弊社の安全カバーを装備すると、カバーを閉じないと回転部が動かないのでより安全性が高まります。

卓上型ミキサー「ケンミックス」も対象です。飛散防止カバー・フィンガードを装着してご使用ください。



## 食品加工用ロール機の対策

ロール部分（投入口）に覆い、囲い等を設ける必要があります。

1991年以前に製造された弊社のモルダーには「覆い、囲い」が装着されていないので対策が必要です。

モルダーを確認して下さい



2008年以降に製造されたモルダーには急停止装置を内蔵した「安全ホッパー」が搭載されています。労働安全衛生規則の要求をはるかに上回るより高い安全性があるので、装着をお勧めいたします。